

遠別町小型風力発電施設設置に係るガイドライン

平成29年12月4日制定

平成30年2月9日改訂

平成30年8月17日改訂

このガイドラインは、遠別町において発電規模が50kw未満の小型風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「小型風力発電施設等」という。）を設置するにあたって、町民の安全・安心及び環境保全、景観形成の観点から、風力発電施設設置者が自主的に順守すべき事項を定めるものです。

なお、このガイドラインは、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直すこととします。

1. ガイドラインの対象となる小型風力発電施設等

遠別町において発電規模が50kw未満の小型風力発電施設等の新設、増設、または大規模な改修（以下、「建設等」という。）を行う場合を対象とする。ただし、売電を主目的としない公共的なものは対象外とする。

2. 対象地域

遠別町内全域とする。ただし、本町行政区域内に属さない場合であっても本町行政及び町民の生活に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

3. 建設困難区域等

各種法令等の規制、自然環境や景観の保全、良好な生活環境の確保等を勘案し、建設困難区域等を、次のとおりとする（別紙「遠別町風力発電施設に関するガイドラインマップ」のとおり）。ただし、遠別町との協議により、建設等の承認を受けた場合はこの限りではない。

- ①法規制等により極めて建設等が困難な区域
- ②自然保護等から建設等が好ましくない区域
- ③建設等除外区域である都市計画区域

4. 建設等における基準

(1)住宅等との距離

原則、住宅（学校、幼児センター保育所、病院、福祉施設等、住民が利用する施設を含む。以下、「住宅等」という。）から200m以上離れること。ただし、住宅等から100m以上離れている場合で、地権者並びに周辺居住者等の承諾を得られた場合はこの限りではない。

(2)道路からの距離

- ① 対象となる小型風力発電施設等に最も近い道路との距離は、地上と風車の最高点との長さの概ね等倍以上であることとする。
- ② 道路との距離とは、道路と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。

③ 道路とは、国道、道道及び町道をいう

(3) 騒音

当該施設から最も近い住宅等において、環境基本法に定める騒音基準値（昼間 55 dB 以下・夜間 45 dB 以下）内であること。

(4) 低周波音

環境省「低周波音問題対応手引書」に基づき調査対応を行うこと。

(5) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(6) 自然環境

小型風力発電施設等の建設によって動植物（特に家畜や鳥類）に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(7) 景観

①事業者は、当該施設から半径 1,000 m 以内にある自治会及び関係行政機関などに対して計画の説明を行い、合意を得ること。

②事業者は、小型風力発電施設等の建設等に当たって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。

③事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずるものとする

④事業者が小型風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は講習に対し危害を及ぼさない者で、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(8) 光害

小型風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物（特に家畜や鳥類）へ影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(9) 文化財保護

小型風力発電施設等の建設等に当たっては、建設等の影響から文化財を保護するよう努めること。

(10) その他

道路法、農地法、農振法、海岸法、森林法、自然環境保全法、文化財保護法など、関連する法律の定めを順守するとともに、関係機関や近隣の自治会との事前協議を十分に行うこと。

また、発電施設に起因する第三者の身体や財物への損害に対する賠償責任保険などに加入すること。

5. 保安安全対策

①事業者は、小型風力発電事業の実施に当たっては、事業に無関係な者が、小型風力発電施設等に近づくことによる感電事故等を防止するために事業区域とそれ以外の区域の境界にフェンス、柵などを設けなければならない。

②前項のフェンス、柵等の出入り口は施錠できるものとしなければならない。

③事業者は、小型風力発電施設等が事故等危険な状態が発生したときに速やかな対応が図ることができるよう、事業者名、住所連絡先、保守責任者名および連絡先を記載した看板を設置すること。

6. その他

事業者は、小型風力発電施設等に関して、住民等から苦情等の申し出があった場合は、その内容を遠別町に報告するとともに、誠意をもって対応すること。

また、関係機関の照会については、所有者との協議が完了されていることとし、遠別町への問い合わせの際は、協議が完了していることが分かる書類提示すること。

